

平成28年3月 定例会議

平成27年度

## 第12回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成28年3月11日

みどり市教育委員会

## 平成27年度 第12回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成28年3月11日(金) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎  
2番委員 松崎 靖  
3番委員 丹羽 千津子  
4番委員 山同 善子  
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤  
教育総務課長 川俣 一広  
学校教育課長 保志 守  
学校計画課長 小林 幹児  
社会教育課長 金高 吉宏  
文化財課長 石原 亨夫  
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

### 議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第14号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)  
について
- ・日程第5 : 報告第15号 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に  
関する条例施行規則の一部改正にかかる協議について
- ・日程第6 : 議案第32号 みどり市教育支援委員会規則の制定について

- ・日程第 7 : 議案第 3 3 号 みどり市適正就学指導委員会規則を廃止する規則について
- ・日程第 8 : 議案第 3 4 号 みどり市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
- ・日程第 9 : 議案第 3 5 号 みどり市わたらせ渓谷鐵道を通学で利用する中学生に係る定期券支給要綱の制定について
- ・日程第 1 0 : 議案第 3 6 号 みどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・日程第 1 1 : 議案第 3 7 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- ・日程第 1 2 : 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- ・日程第 1 3 : 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について

・開会：午後 3 時 0 0 分

(委員長) ただいまから平成 2 7 年度第 1 2 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

・日程第 1 ~~会議録署名委員の指名~~

(委員長) 日程第 1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 2 番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第 2 会期の決定

(委員長) 会期は、平成 2 8 年 3 月 1 1 日本日 1 日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日１日と決定いたします。

### ・日程第３ 教育長報告

(委員長) 日程第３、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) 教育長報告ということで別紙をご覧くださいますと、１ページと２ページに前回の教育委員会以降の内容で報告をさせていただき事項をまとめたものでございます。何点かご説明をさせていただきたいと思います。２月１１日にみどり市ネットボール教室というのがあります。これはみどり市の体育協会の皆さんと、その傘下のバスケットボール協会の皆さんが、市民の皆さんに新しいスポーツを普及させたいということで、委員の方々が講習会に行ってきました。全日本の代表監督も含めた全日本のチームの選手が群馬県にはたくさんいるものですから、その人達を講師として呼んだ教室であります。ネットボールというのは、１８９０年にイギリスで始まった、女性でも気軽にバスケットボールができるようにと考えられた競技なんですね。バスケットは、オールコートで全員が走るんですが、ネットボールは、それぞれの役割について走れる距離、場所が決まっていて、身体接触が少なく、パスをどんどん回してゴールをするというものです。そういう意味では女性の方が比較的気軽にできるスポーツなんだそうです。オーストラリア等では女性の９割の方がこのスポーツを楽しんでいるということで、まだ日本ではマイナーなスポーツということです。今後、みどり市スポーツフェスティバル等でも市民の皆さんに体育協会から普及していただけるのかなと思いますが、そんな教室でございました。

それから１３日に日本教育会群馬県支部創立記念講演会に行つてまいりました。文科省の初等中等教育局の初等中等企画課長の串田さんという高崎高校出身の群馬の方だそうです。その方が話をしてくださいました。内容は初等中等教育改革にかかる今後の方針ということでいろいろ説明をいただいたのですが、それらをうまくまとめた非常に使える冊子をいただけ

て、何かの度にこれをのぞいては、今の方向は国の動向のどこになるのかという所で、私の参考書として使えると思いました。こんな研修会に行ってきたというところでございます。

それから15日のところで、28年度新規採用予定者面接説明会がありました。まだ教職員人事についてはこの後になりますけれども、新年度は新規採用者8名を予定しています。その8名の方の面接を行い、その面接に基づいてはりつけ場所を決めていくのですが、そのための面接を行いました。

それから20日の土曜日に第1回東の風中学生剣道大会開会式ということで、今回の富弘美術館で出した資料の真ん中、中扉の所に出ている東の風剣道大会が行われたのですが、休憩中にスタッフジャンパーだとか手ぬぐいだとかをご覧いただきましたけれども、これまでは、東中学校の玉田教諭が中心となって全国規模の剣道大会を年に4回ほど行ってきました。春に2回、夏に1回、秋1回。秋は1,000人ぐらいが来るというものだったんですが、それが玉田教諭の手を離れて、東の地域の皆さんが主催をして剣道大会を進めていこうという流れになりまして、東の風剣道大会の実行委員会組織が作られまして、第1回目の大会が行われたということです。今後、玉田教諭も関わっていくんですが、その剣道大会が東地域の各代表の有志の皆さんが組織する実行委員会組織で動き、東の町興しにもつなげようと考えられた大会であるということです。今回も青森から静岡までの13都県から400名以上の生徒、そこに引率者等も1泊2日で来て、東の体育館を中心に剣道大会をやったということです。その中には全国制覇しているような選手もたくさんいるということで、非常に素晴らしい大会なんですね。ですからもしかすると今後『剣道の道を極めるなら東に集まれ』という全国に向けてのキャッチフレーズができればいいなあと思いながら、地域の方々が主体的にやってくれるようになりましたし、玉田教諭にも負担がかからないようするということでは、教育委員会も

市も、しばらくは様子を見ながら、静かに応援するというスタンスになるうかと思っております。そんなご報告をさせていただきます。

それから21日に第58回群馬・埼玉対抗バレーボール優勝大会開会式というのがありましたが、群馬県と埼玉県のパレーボール協会の皆さんが少年、中学生、高校生、青年の男女各1チームずつ県で選抜をしていきまして、両県の対抗試合をする第58回の大会が今回、みどり市で行われました。私もバレーボールに関わってきた者ですが、こういう大会があることを知らなかったのですね。群馬県の選手の中には、中央小学校の先生が1人、群馬県の青年チームの選手として出ておりました。

それから第43回ボーイスカウト桐生地区BP祭というものがありました。BPというのはベーデン＝パウエル卿というボーイスカウトの創始者の方の名で、聖誕祭を毎年行っているんだそうですが、今回みどり市で行われましたのでご挨拶に行っていました。

それから25日にみどり市職員表彰審査会というものがございまして、それについて報告と説明をさせていただきたいと思います。本日この後に教育委員さんにもご審議をいただく教育委員会表彰というものもあるのですが、みどり市職員表彰はみどり市役所の職員の中で一生懸命頑張っている人を表彰していこうということで、平成24年度からスタートののですが、今回、教育部から何名か推薦させていただきました。審査の結果、3名の方が教育長表彰として決定を受けまして、月曜日に表彰式を行う予定です。1人は笠懸図書館の田口悦子副館長です。この方は読書家ランキングという企画を新たに立ち上げて、昨年の7月から実施したんだそうですけれども、3か月の中で本をたくさん借りている人をランキング付けして、そして中学生や一般の部とかで表彰することで、多くの方に本を借りてもらおうという企画を立てて、これがかなりヒットしたということで推薦させていただきました。それからもう1人、同じく笠懸図書館嘱託員の諸星弥生さんです。市の職員という規定の中で嘱託員はどうかということもあ

ったのですが、正規、嘱託員関わらず、一生懸命やった人は表彰しましょうということで、今回、お認めいただきました。自分が借りた本の履歴がわかるようにしようと手作りで読書通帳というものを作成しまして、これが上毛新聞等でも取り上げられて、これが非常に良くて、本を借りる方も多いということで今回表彰の対象になりました。それからもう1人、大間々博物館の清水館長が対象になりました。清水館長は以前、鯨の化石の新種を探した方で全国的にも有名な方なんですが、彼は化石とか古生物が得意でありまして、その特技を生かして化石を探そうという体験学習を大間々博物館に取り入れたり、石灰岩を磨くと面白いことができるんですが、そんな体験学習も取り入れて、ただ見に来るだけではなくて体験してもらえる館にしていこうという取組みが素晴らしいということで認められまして、今回3名の方がみどり市の職員表彰の中の教育長表彰ということで表彰させていただくことになりました。

それと3月27日にみどり市の誕生10周年を祝う記念式典が行われますが、その中で、みどり市にとって市に大きく貢献した人を功労者表彰であるとか、善行者表彰というカテゴリーでみどり市表彰を行うのですが、教育部で1つ団体を推薦いたしました。それは全国マラソン連盟群馬支部の方々、この方々が草木湖一周マラソン全国大会を昭和54年以来、ずっと協力をしていただいてスポーツ振興に尽力をいただいている。みどり市になっても草木湖一周マラソンの実施にあたってはこの方々にお世話になっているわけですが、10年を機に市として表彰していただけないかということで推薦をしましたところ、善行者表彰ということで該当になりましたので3月27日に表彰となります。先日の生涯学習大会でも功労があった方、教育委員会表彰を行った方もいますが、それ以外に職員関係や市全体の中で見たときに、教育関係の表彰者が出たということで大変喜ばしいと思いますので、表彰の紹介をさせていただきました。以上でございます。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 報告第14号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第14号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 次のページをお願いいたします。今回ご報告させていただくのは嘱託員1名、臨時の方6名になります。まず嘱託員の方ですが、冬期閉館しておりました童謡ふるさと館、これが4月から開館しますとその準備ということで3月1日からお願いする嘱託員さんになります、期間は3月31日までとなります。次のページをお願いいたします。臨時職員さんですが、まず1番の方、大間々東小学校の用務員さんになります。2月17日から3月31日までということで、これは前任の方が退職された関係で新たにお願いした方でございます。次の2番の方ですが、笠懸東小学校の学力向上対策支援員ということで、2月29日からお願いしておりますが、この方につきましては当初臨時の学力向上対策支援員ということでお願いしていたんですが、途中で県費の職員の方が病休で休まれた関係で、その代わりに県費対応ということで入っていただいたんですが、その方が復帰をされましたのでまた臨時ということでお願いするものでございます。3番から6番の方につきましては先ほどの嘱託員の方と同様、童謡ふるさと館の臨時職員ということで3月1日からお願いするものでございます。以



上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 担当課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、報告第14号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）は以上で終了いたします。

・日程第5 報告第15号 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部改正にかかる協議について

(委員長) 日程第5、報告第15号 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部改正にかかる協議について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 次のページに協議事項と書かれた別紙が付いているかと思いますがこちらをご覧ください。今回のものは県の方の群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則、この規則については県が市町村に権限移譲できる事務の範囲を定めた規則になっております。その中に新たに追加する事務が発生したことによって簡潔に市町村の方に協議という形で来ているものでございます。ここの(1)②のところがございますが、新たな権限移譲事務として以下の事務を追加するということで、まず1つが「史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取」もう1つが「天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液

その他の組織の採取」ということで、この事務に関して新たに県の方の条例施行規則の中に権限移譲できる事務として位置づけるということにあたって、市の方に意見照会が来たことに対しまして次のページをお願いいたします。特に意見なしということで回答はさせていただきます、その後正式に文書で次のページ、県の教育長宛に同意ということで回答させていただいたものでございます。以上でございます、よろしくお願いいたします。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(委員長) ご質問がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、報告第15号 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部改正にかかる協議については以上で終了いたします。

・日程第6 議案第32号 みどり市教育支援委員会規則の制定について

(委員長) 日程第6、議案第32号 みどり市教育支援委員会規則の制定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) よろしくお願いいたします。みどり市教育支援委員会の規則の制定ですが、現在、同様の趣旨の就学指導委員会という名称で規則も定められているのですが、学校教育法施行令が改正されたということで就学先の決定について仕組みが一部変更されましたので、それに伴いまして会議名称を教育支援委員会と改正し、組織等を精査する中で附属機関の機能をもつことから、次の議案にもなりますけれども、今までの就学指導委員会規則を廃止して、新たに教育支援委員会の規則を制定するものです。次からが

具体的な規則のものになりますけれども、趣旨から始まり所掌事務、組織、委員の任期、委員長及び副委員長、会議、庶務、委任、というようなことを定めております。所掌事務は、これまでの就学指導委員会と内容的に変わっているところもありますけれども、冒頭で説明させていただいたように附属機関ということで設置条例の中にこの委員会を既に入れさせていただいております。今までですと、その組織の委員は30名以内とありましたけれども、精査する中で16名とし、約半数の人数になっております。組織のところをご覧くださいと、医師や学識経験者、市内の小中学校の校長や県立渡良瀬特別支援学校の校長、そしてその候補として教育委員会が認めた者の中から16名で組織をする形となっております。ということで名称を変えるということから新たに規則を定めるという、そういう動きになるものでございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(丹羽委員) 次の議案とも関係してくると思うんですけども、今まであった就学指導委員会から教育支援委員会というものになるんですね。内容的には委員の数が16人に減ったということですか。

(学校教育課長) はい、それからこれまで報償費でしたが附属機関となりますので報酬になります。あと付け加えるとすれば、就学基準に特別支援の部分で知的障害等の障害の種類がありますけれども、基準に基づいて特別支援学級や特別支援学校で教育を受けることが適しているかどうか就学指導をするのがこれまでの流れだったんですが、今回の改正では、例えばご本人の教育的ニーズだとかご本人や保護者の意見、教育学又は医学的、心理的、専門的な見知からの意見であるとか、様々な状況を総合的な観点から判断し、就学先を決定するという趣旨で一部改正が行われましたので、それに基づいて所掌事務が若干変わるものです。

(教育長) この委員会のことは、今まであまり説明することもなかったですし、

教育委員のみなさんがこの会に出ることもないので、少し補足させていただきますと、特別支援学校「適」であるとか、特別支援学級「適」であるという障害を持つお子さんの一番良い就学先はどこであるかというのを誰かがどこかできちんと判断しなければいけないということがあって、そういう部分をきちんと審議をしていただくために必要な委員会ということで今まで就学指導委員会があったのです。この委員会では、1つは幼稚園、保育園から小学校に上がる段階の就学児健診で、チェックのかかったお子さんがある一定の基準、検査の結果等々から見て、このまま通常学級に上げることがいいのか、それとも特別支援学級に上げた方がいいのか。また、進学の際、特別支援学校等々へ進んでもらった方がいいのかというところを判定していました。就学時健診でチェックがかかったお子さんについて、教育委員会事務局で資料を集めて、委員さん方に集まっていたき判定をしていただいております。実は、その判定がないと特別支援学級に入ってくださいとか、特別支援学校へ行ってくださいとかお話しできないんですよね。勧める根拠になるものがないんです。ですからそれを決める上で非常に大事な委員会になります。あるお子さんのこれからの適正な就学先がどこであるのかについて責任を持って決定するにあたって教育委員会が諮問する機関であるということです。それが先ほど課長からもあったように、みどり市では変えていなかったのですが、まず名称として就学指導委員会から特別支援委員会という、国から打ち出された名前になり、それと共に附属機関としての要素があるので、他の条例規則と整合させて今回出されています。それからもう一つ、小学校に上がる時のチェック、それから小学校から中学校に上がる時のチェックがあるんですね。その他に毎年毎年1年から2年、2年から3年という具合に進級するごとに各学校ではお子さんの状態を見て、そのお子さんの一番いい就学先はどこがいいかということを校内で判定を出していくんです。それで本当にいいかということ審議する機関ということでもあります。特にこのところ、発達障

害や、あるいは特別な教育支援を要するお子さんが増えてきておりまして、この委員会の中で審議される子どもの数が以前に比べるとどんどん増えてきている状況にあります。それだけそのお子さん達をどうするかということとある程度方向付けしてあげるための審議を行うという意味では、専門医や当然、学校の校長先生方にも入っていただき、特別支援学校の校長先生にも入っていただくなど、そのお子さんをしっかりと見て判断できる方々にお集まりをいただいて審議をする委員会であります。なかなか表に出ることのない委員会ではありますが、非常に重い大事な委員会であります。そこで決定すると、その方向に進むのかということではなくて、当然お子さん自身や保護者の思い、家族の思いに寄り添った形の支援もしていく必要がありますので、どちらかという通常学級の中において特別な教育支援を必要とするところに入って勉強したいという家庭が多いので、支援員とか介助員とかという人を付けて一人一人の子どもに合った教育が通常学級でもできるようにということで予算を付けていただいて、こんなところの一番根本になるところのご協議をいただく、審議をいただく機関の改正ということになります。

(丹羽委員) そうすると名称が変わっても、障害のある子どもたちの立場から見れば手厚く手当をしてもらえらるという点では以前と変わらないということで理解して良いのでしょうか。

(学校教育課長) 法律改正が行われたのが26年度ですので、その趣旨に則って行うものです。名称としては変わっていませんでしたけれども、対象となる子どもさんの教育支援計画を早期に対応するなど、すでに内容的には教育支援委員会として動いておりました。附属機関の位置付けが条例規則上しっかりできれば、報償費から報酬となり、委員の人員の整理もできるということで変更がされます。

(丹羽委員) はい、わかりました。

(委員長) 1つよろしいでしょうか。平成26年からということで、これはもうみ

どり市では現在これによって内容的には動いている。ただ16名以内とな  
っていますが。

(学校教育課長) 今は30名ということです。

(委員長) 実際には30名の委員の方が現在は居るということですか。

(学校教育課長) 現在は委嘱しています。それぞれの小中学校に特別支援学級があっ  
て、その特別支援学級で特別支援コーディネーターというのでしょうか。  
担任の方が主にそういう役職に就かれていますけれども、その方に来てい  
ただいているんですが、16人というところで精査されたという形になっ  
ています。

(委員長) はい、わかりました。

(山同委員) その委員会の役割として、この子はどこに就学することが向いていると  
いうことを委員会の中で判断している。伝えるという感じですね。その  
段階でその保護者と子どもと話し合った中で考えがまとまらないときのサ  
ポートというのはどういう所になりますか。

(学校教育課長) 合意形成という形をとるんですけれども、一番大事にされているの  
はご本人、保護者の意向というところになりますので、判定が無理強いさ  
れて、それによって特別支援学校「適」ですとか特別支援学校「適」です  
という判断にはならないんですね。その間丁寧に合意形成に向かって話し  
合い、相談を行いまして、判定とすれば特別支援学校「適」なんだけれども  
お住まいのことだとか家庭事情等も踏まえて、住所地の学校の特別支援学  
級でというご家庭もありますので、それはそれとして受け入れるという形  
になります。校内にも教育支援委員会があり、まず校内で在校生の状況に  
ついて審議されて、名称は就学指導委員会ですけど、市の教育支援委員会  
に上がってきて審議される流れになります。

(山同委員) そうすると一度家族の中で決定をして普通の学校に上がるというような  
選択をした後であっても、またそこで話し合うときには相談に乗るような。

(学校教育課長) 年度の途中で特別支援学校に行くということも法改正によりできる

ようになりました。そういう柔軟な形での対応に変わってきています。

(松崎委員) 校内の支援委員会というのはどういう構成員ですか。

(学校教育課長) 外部組織の方は入りませんが、そこに至るまでの医師の判断もありますし、特殊な知能検査を行いますので、専門家に応援いただくこともします。身近ですと希望の家の先生ですとか。そういう先生に判断いただいたり、またはスクールカウンセラーに知能検査をやっていたりもします。そういう所で関わっていただく方はおりますけれども、検査は学校で行うことになりますし、学校職員がメンバーです。

(教育長) この委員会の役割は大きな判定を下すだけではなく、特に委員長になった人等については保護者と就学相談会を持つんですけれども、基本的に例えば大間々北小学校に上がるお子さんは大間々北小学校の校長さんも入っていただきます。それにこの委員会の委員長と教育委員会事務局も同席して保護者との相談を行います。こんな相談会をできるだけ回数を多く持っていくながら保護者の同意を得たところで就学先を決めていきます。特に小学校に上がる時はそういう状況となります。学校に上がってしまうと今度は校内の特別支援委員会が機能してきますから、そこである程度の判定が出てきます。その結果が教育委員会事務局に来ますが、その中身は、2年から3年に進級するときの承認を得たり、進級するにあたって、やっぱりこの子は通常学級では厳しいので、特別支援学級の方が良であろうという判定となった場合は、その子の判定が変わるわけです。その判定替えを行えるのがこの委員会で、判定が出ないと判定替えができない。そして判定替えが起こったときに、今度はその家庭に対して相談をかけるのですが、その相談は基本的にその学校の校長先生にやっていただくんですが、保護者との関係がうまくいかないとか、第三者に入っていた方がいいという場合も出てくるのです。そのときは支援委員会の委員長さん等にも同席いただいたり、教育委員会の事務局職員が同席したりして相談できるような形で、常にこの委員会と校内委員会がうまく連携を取りながらそ

の子の一番良い就学先について考えたり、あるいは相談に乗ったりする。

繰り返しになりますが、そういう意味では非常に重たい機関であります。

(山同委員) これは精神的なものや知能的なものとか、内科的なものも見たトータルでということでしょうか。

(学校教育課長) そうですね。障害自体については学校教育法施行令の中に障害種が決まっています、基準があるわけですが、それに基づいて審議を行います。ただ県立の特別支援学校は、情緒障害に対応する部分はないので、その辺は全国的な課題となっています。そういう所も含めて審議致します。付け加えますと、今まで就学先を決めるというイメージが強かったのですが、要するに教育支援という名称の通り、これからどういうサポートがそのお子さんに必要となるか、また、どういう授業を希望されるかも含めて、サポートスタイルのアドバイスをいただいたり、審議したりというようなことがあります。

(山同委員) かなり専門的なものになるんですか。

(学校教育課長) そうですね。ですので(1)の医師のポジションである委員さんには、希望の家の先生もおられるんですけど、そこに行ってらっしゃるお子さんも相当数いますし、良く知っているわけですね。学識経験者で入っていただいている方についても、保育園や幼稚園を全部回っていただいて、事前にお子さんの様子も見ていただいているわけです。このような事前状況も把握して会議に臨んだり、学校にも来ていただいております。協議に上ってくる前段として、そういうご苦勞もしていただきながらやっているという状況であります。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第32号 みどり市教育支援委員会規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)



(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第33号 みどり市適正就学指導委員会規則を廃止する規則について

(委員長) 日程第7、議案第33号 みどり市適正就学指導委員会規則を廃止する規則について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 今ご協議いただきました教育支援委員会の制定に伴い、今あります適正就学指導委員会の規則を廃止するものであります。こちら4月1日施行ということになります。よろしくお願いいたします。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第33号 みどり市適正就学指導委員会規則を廃止する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第34号 みどり市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について

(委員長) 日程第8、議案第34号 みどり市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは別紙をご覧ください。こちらについては東町にあります中野教職員住宅を災害時に一時待避所として使用したいという要望が地元からありまして、昨年の9月議会にも古田島議員さんから一般質問をいただいたところです。一部について対応できるよう検討していきますということとを答弁させていただきましたが、中野教職員住宅には4戸2棟の構成で、一棟2戸で合計4戸あります。その内の3戸について東支所と所管換を行い、そのことに伴って規則改正を行うこととなりました。地元理解もいただいております、今後の活用を含めて確認はできております。別紙の2枚目に新旧対照表がありますけれども、右側が現行で左側が改正案となっています。教職員住宅は中野と花輪にございますが、規則改正に伴って住所の確認を行ったところ、中野の方では本来、5 5 4番地が正解なのですが、5 4が消えて5番地になっていたんですね。住所が移ったわけではなく、同じ場所なので、地番を正確にすることを別表第1に示しております。別表第2は、先ほど申しましたように4戸あるところを1戸残して、3戸を一時待避所として地域で利用していただくために規則から削除いたしました。所管替えで対応いただくことになります。以上です。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(学校教育課長) 補足ですが、今はその4戸にまるっきり入居していないんです。1戸残したから、その1戸には入居しているかという、実は入居していないんですね。ただ、ここ数年の様子からすると、ALTなどが入居する年もあります。その他、教職員が利用する場合については、東地区の小中学校にお勤めになる方がほとんどかと思うんですね。花輪には、今お住まいになられている先生が1人いるんですけども、戸数からすると、花輪に2戸、中野で1戸あれば、ここ何年かの様子を見ると十分かなというところ

ろでの判断です。

(丹羽委員) この1棟(1戸)というのが2戸になるんですかね。1棟は2戸がつながっているものが改正後の。

(学校教育課長) そうですね。1棟が長屋みたいになっていて、2つつながっていて1棟なんですね。それが2棟あるんです。つまり入居できるのは4戸あるわけですけども、1棟の内の1戸ということです。

(山同委員) このそもそも教職員住宅というのは、サラリーマンでいう社宅みたいなものですか。

(学校教育課長) そういう感覚でよろしいかと思います。東村時代からあったもので、それをみどり市で引き継いで教職員住宅の規則を定めてやっております。

(山同委員) そうすると教職員のためのもので、職員は使えないのですか。

(学校教育課長) 教職員ということなので、市の職員は該当ではありません。例えば用務さんだとか、学校にお勤めになられる方は教職員になるので、そういう方は利用できることになっております。

(松崎委員) 大間々とか笠懸地区にはこういうものはないのですか。

(学校教育課長) ないですね。東は元々遠距離、へき地と定められていましたので。

(教育総務課長) 借りられる住宅自体がない地域です。探しても住む所がないので、村の方で用意をさせていただいたということです。市役所職員の場合は当然地元の方が多いので問題ないですけども、よそから来られる学校の先生は、場合によってはいらっしゃいますので。

(松崎委員) 築何年くらいですか。

(学校教育課長) 平成2年なので築25年ぐらい経ちます。

(教育部長) 5年前の震災の時に、いくらかいじくってるんですよ。

(学校教育課長) 震災の当時、中野も空いていた棟がありましたので、避難者がそこに住む場合もあるということで畳替えをしたりお風呂を全部変えてあげたりしました。そういうようなニーズに対応はしたんですね。行ってみると20数年経っているというような感覚じゃなくて、良い作りになっていて、

この金額なら住みたいなと思うような施設になっています。

(丹羽委員)　ここは臨時職員も入れますか。

(学校教育課長)　はい。要するに教育委員会の教職員ですね。例えば東から大間々中学校に勤めていらっしゃる先生も住めるわけですが、そういう例は今までないですけど、そういうことも可能です。

(丹羽委員)　ALTの先生なんかは。

(学校教育課長)　ずっと継続してお住まいになっていたんですけれどもね。ただ夏は庭の草が伸びちゃって、住まれている方ご自身がやればいいのかとは思いますが職員が行ってきれいにしてあげたり、手伝ってあげたり、ALTが出て行くときには、意外にALTにもいろんな方がいらっちゃって自分の荷物をそのままにして帰ってしまう方もいるので、その後片付けをしたりとか。

(松崎委員)　規則を作っておいた方がいいかもしれないですね。当たり前のことが当たり前で無くなってしまっ。

(丹羽委員)　元に戻して返してくださいというようにね。

(松崎委員)　原状回復だよな。

(委員長)　他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第34号　みどり市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長)　挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9　議案第35号　みどり市わたらせ溪谷鐵道を通学で利用する中学生に係る定期券支給要綱の制定について

(委員長)　日程第9、議案第35号　みどり市わたらせ溪谷鐵道を通学で利用する中学生に係る定期券支給要綱の制定について、を上程いたします。事務局

より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 現在、わたらせ渓谷鐵道を利用して通学している東中学校の生徒、それから大間々中学校の生徒が、通学定期の支給を受けております。今まで遠距離通学という名称が付いた定期券を支給する内容の事業だったんですが、遠距離というのはちょっと違う意味になりますし、事業自体、実のところ詳細な内容について明文化されているものがなかったので、今回、新たに要綱を制定することとなり、正式に対象者や支給に係る手続き等を定めることとなりました。現在の事業の流れを文章化したところもあるんですけれども、ご覧いただければと思います。まず趣旨は、安全の確保を含めて通学できるようにするためにするもので、大間々中学校と東中学校の生徒の一部ということで、市内中学校生徒全員ということではありません。対象者は大間々町の第17区、いわゆる神梅地区で、上神梅地区の方が多いかと思います。東中学校は第4区を除く地域で、座間と神戸を除く区にお住まいの方は支給を申請することができます。こちらはスクールバスを利用する者、又は区域外就学というのでしょうか。これは学校教育法施行令9条にある該当支援になりますけれども、こちらに謳われる区域外就学であるとか、指定校変更をされた方は該当いたしません。そして通学路の経路確認ということで、定期券の支給対象者が通学する中学校の校長は、わたらせ渓谷鐵道を利用しての通学路を確認して定期資金の一覧表を作成して教育委員会に申請するという形になります。教育委員会の方では申請書の提出を受けて審査をして通知書を出すという形になります。そしてときには住所地が変わったり引っ越したり、転出したりということもありますので、そのときには変更届をしっかりと出していただく。またその支給対象から除外されるような家庭状況となった場合は、返還をしてい

ただいたり、6か月定期なので半期ごとに期限が来るのですが、期限が切れたものを全て返却していただく形になります。新たに今回の要綱制定で明文化したものが1つありまして、これまでここに意識がなかったんですけども、再支給の規定も決めました。ときには火災等の自然災害で定期券をなくすこともあるんですね。単なる紛失ならば再支給しません。今までもそういうことがあったんですが、今回、明文化しました。あと目的外使用は禁止ということで、本来は通学定期ですので、土日など桐生の方に遊びに行くときに、途中まで定期を使うことはできないという建前です。通学じゃないですから。ですから鉄道会社の方々にも、「通学じゃないよね」とか話しかけていただけるよう、わたらせ渓谷鐵道にもご案内し、お願いするところになります。正直、変な乗り方をして指摘や指導を受けるケースが今までにもなかったわけじゃないんですよ。その都度、学校で指導していただいたことはありましたけれども、今回の要綱制定でこういったところも明文化いたしました。以下3条関係で学校から出される一覧表の様式となります。続いて4条関係は、こちらが決定し、学校に渡す通知書や通学定期券を各保護者が受領したことを提出していただく受領書の様式。そして通学定期券に変更状況が出た場合、どんな変更状況かを提出する報告書の様式を示したところです。以上です。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(山同委員) 支給対象者というところで「第2条に前項の規定にかかわらず、スクールバスを利用する者及び学校教育法施行令」とありますけれど、このスクールバスを利用するかしないかというのは選べるんですか。

(学校教育課長) スクールバスの想定は、東中学校ではわたらせ渓谷鐵道に乗るには不都合な場所、例えば東宮地区にお住まいの方ですとかは、わたらせ渓谷鐵道の駅に行くより、小学校のスクールバスに乗った方がよっぽど効率が良いという場合ですね。今年はそういう生徒はいないのですが、そ

ういう生徒さんも以前はいました。そういうことも想定するのが1つです。あと大間々については福岡中央小学校と旧福岡西小学校の地区にはスクールバスが回りますので、それに乗ってくる子は定期券を作れないということになります。スクールバスも定期券を教育委員会事務局で作って渡すんですけども、バスは業者委託で回りますので両方の定期券はもらえない。要するに大間々17区の中でも上神梅駅がありますが、その近くで国道122号よりもちょっと西側にお住まいの方はスクールバスを利用する人が多い。それと団地に住んでいる方ですね。自転車でどうしても行きたいという子の場合は、また目途が違ってきますね。

(山同委員) 小学校は基本的にスクールバスですよ、中学生もスクールバスの送迎は可なんでしたっけ。

(学校教育課長) 先ほど言った東中だけです。基本はだめなんですけど。

(教育総務課長) どうしても駅から離れているので、バスで拾える人は拾おうということで。

(学校教育課長) その時刻に路線バスもないので。

(委員長) そうすると、これは小学校で今使っているスクールバスですか。

(教育総務課長) そうです、東の場合は。追付橋とか駅から遠い子が仮に通うことになった場合に、駅まで歩けないので、たまたま近くを小学校のスクールバスが通るのであれば、そっちに乗ってもらおうということで、それはあくまでイレギュラーなケースとして小学校の方で取り扱うと。基本は小学生しか乗せないというスタンスで動いています。

(委員長) 中学生用のスクールバスということではないのですね。

(学校教育課長) 東宮地区など駅から遠い地域に住んでいる子ども達も沢入駅まで出てこられるのであれば、申請すればわたらせ渓谷鐵道の定期は支給するんですけども、実質的に困難な状況なので、特例という形でスクールバスを利用する子が今まではいました。今現在ははいないです。

(山同委員) そうしますと、上神梅に住んでいる現在小学生の子どもは、小学校に行

っている間は大間々北小学校のスクールバスを利用して、中学生になると今度はバスではなくて。

(学校教育課長) バスの子もいます。そのバスは大間々中学校と福岡中央小学校の児童生徒が乗るバスが別に出没しているんですけども、中学生になってそのバスに乗ってくる子がいるということです。

(教育総務課長) 基本は鉄道なんですよ。

(学校教育課長) 住んでいる場所によって違うんですよ。

(山同委員) 要するに中学生でも登校するときに東地区じゃなくて大間々中学校区域でも朝バスに乗ってこられる子もいるということですか。

(学校教育課長) はい、福岡中央小学校地区に住んでいる子だとかは、みんなバスに乗ってくる。

(山同委員) 上神梅の子も乗ってこられる。

(学校教育課長) 上神梅で乗っている子もいますかね。

(山同委員) ただ帰りのときは、部活動があると時間的には難しいんですかね。

(学校教育課長) 部活動用に帰宅時のバスが出ているから問題ないんです。バスと鉄道の両方に乗るというパターンはないんです。どちらかを選ばざるをえない。

(教育長) 大間々地区を想定していただくと、基本的には中学生にはスクールバスはなかったんです。路線バスが走っていたので。ですから昔は、路線バスで来るか、わたらせ溪谷鐵道で来るか、利用機関の定期券を大間々中学校が発券していたんですね。ところが路線バスが廃止されてしまったんです。ではどうしようかということで、今、中学生専用のスクールバスを運行しているのです。ですから中学生は鉄道を使うか中学校専用のスクールバスのどちらかを使うしか手段がないのです。小学校に導入したスクールバスですが、元々神梅地区や福岡西小地区の子にはスクールバスは必要なかったわけですけど、大間々北小に統合した関係で登校支援ということで神梅地区と福岡西小地区の子どもに限って乗れるスクールバスを運行してい



ます。これには中学生を乗せることはしていないんですね。大間々北小のスクールバスは中学生を乗せるバスではない。これがまた複雑なのが福岡中央小のスクールバスで、中学生を乗せているのです。なぜかという、福岡中央小区域には昔は路線バスが通っていましたが、それが廃止されてしまったわけです。その地域にスクールバスを出して、大間々中学校に来る子と福岡中央小学校に来る子は、これまでの路線バス代わりにスクールバスに乗っている。福岡中央小や大間々中学校に通う子どもたちは、学校に行くには遠くて大変だから、バスに乗って来る人に定期券を発行することを大間々町時代にやっていたんです。その他に、今では大間々北小学校に統合された神梅小と福岡西小は、学校が遠くなったのでスクールバスを走らせるようになった。ですから非常に複雑なんです、考えると目的はしっかり見えてくる。

(学校教育課長) 例えば、今回のこの通学定期を支給する事業で考えると、上神梅から大間々まで6か月で25,820円かかるのです。それが10名程います。花輪と神戸間でやっぱり25,820円かかっています。こちらも10名程度おります。合計すると全体で34人に定期券を出します。バスにも委託料というのがかかってくるので、それは保護者が払うわけではないですけども、そんなことも考えるとかなりの金額を支出しているわけです。中には定期券を失くしたりする子もあって、その経緯もいろいろあるわけですが、これならしょうがないかと言ってわたらせ溪谷鐵道も再発行を今回だけはしますよと言ったケースもあるし、もう1回探さないと言って1か月くらいかけてやっと見つかったケースもあります。その間は自分の実費で払ってくださいというようなケースもありました。これからは、単なる紛失ならば再支給しないということを明文化しましたので、柔軟な対応はあまりないかなと思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第35号 みどり市わたらせ溪谷鐵道を通学で利用する中学

生に係る定期券支給要綱の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第36号 みどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

(委員長) 日程第10、議案第36号 みどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) それではみどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。今回みどり市手数料条例が改正されます。これにつきましては一般文書のコピー代につきまして、それぞれの課で指定されたものを統一してみどり市の通常の手数料条例に加えるということになりまして、それぞれで指定しておりました手数料等のコピー代について統一することが主な改正になった理由でございます。それに基づきまして、今まで運用で行ってきた部分を整理しまして、全体で取り決めたものの規則になります。最初の規則の全文、それから次のページが様式第1号、それから次のページが様式第5号ということですが、その次に新旧の表がございますので、それをご覧になりながら説明させていただきたいと思います。今回一部改正をする内容につきましては、まず遵守事項は変わりません。その下の館外利用につきまして、図書館の旧変更部分では1号に市内に居住する者という表現がありました。これにつきましては住

所があるかないかというところが一番重点を置かれておりましたので、はっきりと住所を有する者というふうに変更したという点でございます。第3号についても居住する者でございますので住所を有するに変更したいという内容でございます。続きまして第6条の2項ですが、以下登録者という部分で、利用券の交付を受けた者というのを以下登録者というふうに書かせていただきたいということの改正でございます。長い部分になりますのでまとめたということで登録者という内容の変更でございます。続いて第7条利用券につきまして、今までは発行から3年とするというふうな条件しかございませんでした。3年なんですけれども、第3号に登録者は有効期限が過ぎた利用券を継続して利用しようとするときという項目がありませんでしたので、新規に継続するときの条文を加えさせていただいて、有効期限を決定するというので、この場合においては利用券の有効期限は更新日から3年とするというような条項を加えさせていただいたということでございます。次のページの第4項になりますが、3年以上経過したものについては更新の手続きをしてくださいという内容でございます。それから第6項、7項、9項は登録者に変更するということです。それから最後の資料の複写、これが一番の改正の理由でございまして、14条になります。著作権法でいう図書資料のコピーということで、現在白黒1枚10円、カラー50円ということで徴収をさせていただきますが、みどり市条例でも白黒1枚10円、カラー50円ということで規定されていますので金額は同じなんですけれども、この中で図書資料の複製、図書の本のコピーを今までやっておりました。その他に契約によってインターネットを利用した打ち出しの複写というものについては著作権が発生しますので本来はできないんですけれども、契約によってコピーをとってもいいよという部分のネットの情報、それからフリーで流れているコピーしていいといわれているものにつきましてはこの手数料の対象になってくるということで新たにそのネットの部分の条文を加えさせていただいたということござ

います。2項にその手数料につきましてはみどり市手数料条例によって納付をしていただくという内容になっております。その他別紙に様式の資料がございまして、それにつきましては改正点に合わせまして申請書の様式を変更したところが大きなところでございます。内容については以上でございます。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(教育部長) 今の改正点で手数料の所が大きく変わったとありますけど、今までですと手数料じゃなくて負担として、市としては雑収入で歳入に入れていたんですよ。ただ今回この手数料条例に載ることによって、手数料としていただくと、今までとどこが違うんだという、お客様から頼まれて職員がコピーをして「はいどうぞ」というのは手数料になります。それから公民館等で、今までみたいに規程に則って自分でコピーをして10円を払うというのは、今までと同じように雑入でいただくと。ただ手数料としていただくにはこの規則に載せないと手数料としていただけない。そういうことですよね。ですから2通りになります。職員がやった場合は手数料、自分でコピーをしてもいいような施設でコピーをした場合は雑収入で負担分をもらう。その違いだけです。

(山同委員) 手数料とはまた別の話になってしまうのですが、今この図書館資料複写申込書というのを見ていて、「この複写は私の調査研究目的のためにのみ使用し、複写によって生ずる著作権の問題等については、全て私とその責任を負います」ということで、コピーをとるときにはこれでその責任を明らかにすることができるんですけど、今ちょっと思いついたのは、今スマホとかで写真や動画で撮ったりして、それは一々確認しなくても自分の任意で撮れてしまうような状態にあって、それは図書館で券を発行してもらうときの条件とか、そういうのはないんですか。そういうトラブルは大丈夫ですか。

(社会教育課長) 基本的にスマホで写真等を撮ったりするのは違法になってしまいますので、できないことになっています。そういった行為を見たとき注意するとか監視できるよう考えています。

(山同委員) 今見ていたときにありがちなのかなとふと思ったのですが、例えばお料理の本や雑誌とか見ててコピーをとってもらいたいと思うこともあると思うんですけど、コピーをとらずに写真を撮ってしまえばいいかなという安易な考えを持つこともあるんじゃないかと思ったので、ここにコピーをとることによって責任を取るとはっきり出ているんですけど。

(社会教育課長) この資料の申し込みにつきましては、他に利用するというのではなく、自分自身がそれ自体をもらうということに対して、それをもらった後にもう1回複写するとかそういうことはしませんというところを謳っているのですが、その前にスマホで撮られてしまう、そういったことまではこの文書には書いていませんので、その監視をしっかりとしないとそのところは大変だと思うのですよね。

(松崎委員) その監視以前にこういうことは「法律で禁じられています」みたいな、そういうものをどこかにカウンターだとか入り口だとか。そういうものというのは今スマホで撮ってというのは当たり前のように習慣としてなってしまうと、本を撮っても罪悪感というかそういうのが全くなくてやってしまうということがあるので、それはどこかのところに明文化しておく必要はあるかもしれないですね。

(学校教育課長) 図書館の中のお知らせというのに、本の持ち出しなんかでもお知らせしている所なんですけれども、注意書き等もしてあったり張ってはあるんですけれども、そういう部分も含めて、今後チラシとかの関係も考えていきたいところです。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第36号 みどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第12 議案第38号 平成27年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について

(委員長) 次に日程第11になるのですが、順序を入れ替えて日程第12の方を先に審議したいと思います。日程第12、議案第38号 平成27年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) お手元にA4の横2枚でお配りさせていただいております資料をご覧ください。平成27年度みどり市教育委員会表彰等候補者一覧表ということで、全部で7名の方をリストアップさせていただいております。1番2番の方については、それぞれこの3月で退職される校長先生になります。それから3番の方は福岡中央小学校の教頭先生ということでこの春退職という方になります。4番の東宮さんが笠懸中学校の主幹事務長ということで平成26年度からは同じく笠懸中学校の補佐事務長としてお勤めいただいて、この春に定年を迎えるものです。次のページ、5番の方は大間々東中学校の主幹事務長さん、それから6番の方は学校医として桐生の川島眼科の川島先生です、大間々南小学校の学校医として平成5年から23年間お願いしておりました。それで最後下山先生については笠懸幼稚園の歯科医として平成6年から21年8か月という長きにわたってお願いしてまいりましたということでみどり市教育委員会表彰規程に照らしまして、この7名の方に感謝状を通常ですと4月の人事異動の会の後に表彰式を行って

おりますが、その時に表彰したいということで今回提案をさせていただきます。ご審議いただきましてご決定いただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

(委員長) 担当課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(教育総務課長補佐) 表彰規程につきまして本日ご用意ができなかったのですが、年数につきまして、今回教育委員会の昨日部課長会議の中で行われた選考委員会に示させていただいた方々でございますが、学校教育等の方からいろいろ推薦いただきまして、その規程に基づいて本日推挙させていただいた次第です。それぞれ1番2番3番の方につきましては、学校管理者ということで校長先生教頭先生、この方々が今年度末にご退職をなさるということでございます。規程で管理職として退職をされる方につきましてはみどり市教育委員会表彰ということで該当という形になっております。それから4番5番のお二方でございますが、この方々につきましては事務長というお立場でございますが、県の規程といいますかそちらの方で、管理職というふうに位置づけをされた事務員の方、事務長の方という形になります。この方が今回ご退職されるということでお二人該当されるということでございます。そして6番7番につきましては学校医という形でございますけれども、この学校医の方々につきましてはおおむね10年、又はそれを超える委嘱期間というような形でございますので、川島先生23年間、下山先生21年間8か月ということでございまして、10年を超えている委嘱期間ということで推挙されているということで昨日審査をした結果、本日の会議に付するべき方ということで提案させていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 基準の問題は全くないわけですね。

(教育総務課長) はい、10年以上ということですので。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日

程第12、議案第38号 平成27年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11 議案第37号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(委員長) それでは戻りまして日程第11、議案第37号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、担当課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 前回の時にお示しさせていただいて、訂正箇所をいただきましたので、その箇所を確認していただいた上でこの内容でご決定いただければと思います。まず目次の所ですね、開いていただいてⅢのそれぞれの項目、1、2、3が本文の方とページが違っていたということでここはご覧のとおり同じ内容で整理をさせていただきました。2ページをお願いいたします。3番、第三者の知見の活用ということで2行の表記になっていますが、前回まだこの下に「ご意見をいただいた方々は次のとおりです」という文言が入っておりました。これは取った方がいいだろうということで削除させていただいております。それから新しく配らせていただいた方の6ページIV番、平成26年度事業みどり市教育委員会の運営状況の自己評価ということで、前回お配りしたものとページと行数がずれていますので、この上から6段目17行目になります。「会議時間は定例会と協議会を」という記述がありますが、これが「合わせて」というのが、「合わせたて」とか表記



がおかしかったのでここは直しをさせていただきました。それと10ページをお願いいたします、第2章、この評価視点の表の中に正確性と信頼度ということで、他が「～性」と表記が統一されたものが信頼度とあったので、ここは信頼性と表記を統一させていただきました、下の表も同じです。それと下の評価点数の1点の一番下、委員長の方から内容がわかりやすいように表記してくれという部分の中でこういう形で訂正を入れさせていただきました。次のページをお願いいたします。11ページⅦ番、平成26年度「みどり市教育行政方針」により計画及び実施された主要事業の点検・評価の結果というところで、括弧書きで別冊ということで「～をご覧ください」という表記になっていますが、この別冊の中身が違っておりましたのでこういう形で訂正をさせていただきました。それとその下の文章なんです、委員長の方から下から8行目の後ろの方、「どこを改善するかが最も大事な部分であり、今後の課題と改善に向けた方向性」、これは一体どこものを指しているのかがわかりづらいということで、そこの前に「評価シートの」という文言を今回追加で入れてわかりやすくさせていただきました。それとこの段落の一番最後、「次年度に評価内容が反映できるよう努めてまいります。」という表現に変更させていただいております。次のページに前回お示しできなかった昨日お配りさせていただきましたが栢沢先生と林先生の意見をここに記載させていただいて、むすびの欄をお願いいたします。委員長の方から教育委員会表彰の模様を示すということで写真はないのということで、これは写真を追加で入れさせていただきましたのでそのままの表記で残させていただきました。それとその下、段落のPDCAサイクルに基づく、ここが変な表記になっていましたので新しく直しをさせていただいております。それと別冊の方についてはちょっとわかりづらい等の点があったのですが、こちらについては最初の評価対象事業等のところで重点施策コードの(ア)(イ)が隠れて見えなかった部分を見えるように訂正をしたことと、評価シート13番、26年度事業の取組内

容がオレンジ色になっていなかったのも、オレンジ色にして統一させていただきました。評価シート17番、右下の棒グラフ、これが数値と合っていないだったのでこの部分はしっかりと数値と合わせて統一性を持たせて直しております。評価シート18番、右上のめざそう値、ここがなぜか縦書きと横書きがあったので、全て縦、①の下に②という形で統一をさせていただきましたので、評価シート22番だけが横になっていたと思うのですが、こちらの方も同じように訂正をさせていただきました。それから評価シート24番の教育行政方針重点施策名、下の表の右側の重点施策コード、ここがやはり切れていたのがしっかりと出るようにということと、評価シート32番、写真の入っているところの文字が切れて表示されていなかった部分があったのですが、しっかりと表示を出させていただきました。評価シート36番、これも同じく写真が入ったところが文字切れしていたので訂正させていただいております。最後に評価シート49番、上の施策の成果指標のところ、他のところはみんな上に①②と入っているのですが入っていないので訂正させていただいております。以上、ご指摘いただいた部分についてはこういう形で修正を加えて本日ご提案させていただいたわけですが、再度内容を確認していただきましてご決定いただければと思います。ご決定いただいた上で議会の方に報告をしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 前回かなり細かいところまで検討して、その検討結果を修正いただいた段階のものになっているのですが、その上で何かご意見があればよろしくお願いいたします。

(教育総務課長) 一点修正を加えた上でご審議いただきたいのですが、11ページⅧ番、平成26年度主要事業の点検・評価の評価集計ということで表が入っているのですが、ここは評価集計ではなくて、集計結果ということで訂正をお願いいたします。

(委員長) 1ついいですか。議会の報告は時間的な制約はありますか。

(教育総務課長) 今度の議会の常任委員会が15日に開催されますので、そこで報告をさせていただきたいと考えておりました。その後ですともう議会の予定がありませんので、できれば年度内に報告をさせていただきたいと思っています。

(委員長) 15日となると、今日11日ですから、すぐに議会の方に提出しないと。

(教育総務課長) そうですね。

(委員長) かなりのボリュームがありますから、細かく見ていくと若干文字が1字とか話が出てくるかもしれないですが、そういった所をもう一度事務局でもチェックをしていただいて、最終の報告というふうにつなげていただけたらと思います。これについては前回結構修正が入っておりますので。

(教育総務課長) そうすれば再度、事務局の方でよく見直しをさせていただく中で、訂正があった箇所につきましては委員さんの方には報告させていただく中で、議会の報告については修正をしたものであるということでよろしければ。

(委員長) そうですね。

(委員長) その他ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。  
日程第11、議案第37号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、修正箇所を訂正の上、議会の方に最終決定ということとでよろしく願いいたします。

(委員長) それではここで休憩を取りたいと思います。

・休憩：午後4時55分

・開会：午後5時50分

・日程第13 議案第39号 平成27年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について

(委員長) 日程第13、議案第39号 平成27年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について、を上程いたします。この議案は非公開といたしますので担当の方以外は退室をお願いいたします。それからこの議題で本日は終了ということになりますので、退席される管理職の方はそのまま自席にお戻りいただいて、終了という形を取らせていただきます。

————— 審 議 (非公開により未記載) —————

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第13、議案第39号 平成27年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。  
ご苦労様でした。

・閉会：午後6時15分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 教育長報告 (報告)
- ・日程第4 : 報告第14号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)について (承認)
- ・日程第5 : 報告第15号 群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に

関する条例施行規則の一部改正にかかる協議について（可決）

- ・日程第 6 : 議案第 3 2 号 みどり市教育支援委員会規則の制定について（可決）
- ・日程第 7 : 議案第 3 3 号 みどり市適正就学指導委員会規則を廃止する規則について（可決）
- ・日程第 8 : 議案第 3 4 号 みどり市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について（可決）
- ・日程第 9 : 議案第 3 5 号 みどり市わたらせ渓谷鐵道を通学で利用する中学生に係る定期券支給要綱の制定について（可決）
- ・日程第 1 0 : 議案第 3 6 号 みどり市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について（可決）
- ・日程第 1 1 : 議案第 3 7 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（可決）
- ・日程第 1 2 : 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について（可決）
- ・日程第 1 3 : 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度末県費負担教職員の管理職人事の内申について（可決）

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

みどり市教育委員会委員長

金 子 祐次郎

会議録署名人 番委員

松 崎 靖

会議録作成者 書 記

根 岸 美 佳